第二条中「畜産物価格安定法第六条第一項」を「畜産経営安定法第二条第四項第一号イ」に、「畜産物価格安定法第五条第一項」を「同号イ」に、「第五号から第七号まで、第九号又は第二十一号」を「第一号、第三号、第五号から第七号まで、第九号、第十三号又は第二十一号」に、「鉱工業技術研究組合」を「技術研究組合」に、「第五号又は第二十一号」を「第三号、第五号、第十三号又は第二十一号」に改め、同条第一号中「のため」を「又は畜産経営の安定のための畜産物」に改め、同条第十三号中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二条第一項」を「畜産経営安定法第二条第二項」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ及びロ中「指定乳製品及び」を削り、同号ハの次に次のように加える。

ニ　加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付に関する事項

ホ　指定乳製品等の輸入に関する事項

ヘ　ホの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しに関する事項

ト　ヘの業務に伴う指定乳製品等の保管に関する事項

チ　機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しに関する事項

第四条第二号ロ中「ための事業」の下に「、同条第十三号に規定する加工原料乳（畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する加工原料乳をいう。）の取引価格の変動により生ずる損失を利用者の積立金により補填する事業」を加え、同条第六号中「、でん粉」を「並びにでん粉」に改め、「、繭並びに生糸」を削り、同条第八号を削り、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号の業務に係る経理については補給金等勘定を、同項第三号」に、「同条第三号」を「同項第四号」に、「同条第四号」を「同項第五号」に改め、同条第三項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第十一条第二項中「交付された金額」の下に「及び機構法第十二条第二項の規定により繰り入れた金額並びに」を加え、同条第五項中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項」を「機構法第十条第一号ニからチまで」に改める。

本則に次の一条を加える。

（農業保険法施行規則の一部改正）

第四条　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条第二項第三号中「第四条各号」を「第十一条各号」に、「第十四条」を「第二十一条」に改める。

（畜産物の価格安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　畜産物の価格安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

第一条から第三条までを次のように改める。

（畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「第一条」を「第二条」に、「法第二条第四項第一号イ」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第四項第一号イ」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（積立金の基準）

第四条　法第三条第一項第一号ハの農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法第三条第二項の規定により算出された交付金の額の四分の一に相当する額をもつて、同条第一項第一号ロに規定する支払の額とするものであること。

二　積立金（法第三条第一項第一号に規定する積立金をいう。次号において同じ。）の額が、同号ロに規定する支払に要する費用の予想額に照らし、十分なものであると認められるものであること。

三　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）又は積立金を適切に管理することができると認められるものとして農林水産大臣が指定する者に対し、法第三条第一項第一号に規定する負担金が農林水産大臣が定める期限までに支出されているものであること。

第五条から第十一条までを次のように改める。

（生産者の基準）

第五条　法第三条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　肉用牛又は肉豚を販売する目的で、肉用牛又は肉豚の肥育を業として行うものであること。

二　肉用牛の生産者にあつては、災害その他の機構の業務方法書で定める場合を除き、農林水産大臣が定める月齢に達するまで肉用牛を肥育し、及び販売するものであること。

三　会社にあつては、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　資本金の額又は出資の総額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超えるもの（農林水産大臣が定める要件に該当するものを除く。）

ロ　その総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。ハにおいて同じ。）の二分の一以上が同一のイに掲げる会社の所有に属しているもの

ハ　その総株主又は総出資者の議決権の三分の二以上がイに掲げる会社の所有に属しているもの

四　次のいずれにも該当しないものであること。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下このイ及び第十四条において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

ロ　法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ　その他農林水産大臣が定める要件に該当する者

（交付金の額の算出の単位となる期間）

第六条　肉用牛についての法第三条第二項の農林水産省令で定める期間は、毎月の初日から末日までとする。

2　肉豚についての法第三条第二項の農林水産省令で定める期間は、毎年の次に掲げる期間とする。

一　四月一日から六月三十日まで

二　七月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回つた場合にあつては、四月一日）から九月三十日まで